

個人番号記入欄のある申請書の取り扱いについて

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、平成28年1月より、障害福祉サービスや児童通所サービスの申請書に個人番号(マイナンバー)欄を追加しました。原則、個人番号の記入が必要となりますが、個人番号がわからない、通知カードが届いていない、通知カードが見当たらないなど個人番号が記入できない場合は、未記入のまま提出してください。

1 窓口の申請で個人番号を記入いただいた場合

(1) 次の確認書類の提示が必要となります。

申請書で個人番号の記載対象となっている者全員分が必要です。

個人番号確認書類	身元確認書類
個人番号カード 通知カード 住民票の写し(個人番号付)	【いずれか1つ】 個人番号カード、障害者手帳、運転免許証、パスポート 顔写真ありの住基カード、その他*
	【いずれか2つ】 障害福祉サービス受給者証、児童通所サービス受給者証 心身障害者医療費助成受給者証(マル障)、 健康保険被保険者証、年金手帳、介護保険被保険者証 乳幼児医療証(マル乳)、子ども医療証(マル子)、その他*

*…その他の書類は裏面をご確認ください。

(2) 代理の方による提出

委任状もしくは申請者の受給者証及び代理の方の身元確認書類も必要となります。

2 郵送による申請で個人番号を記入いただいた場合

・個人番号確認書類と身元確認書類は、すべて写しを同封してください。

申請書で個人番号の記載対象となっている者全員分が必要です。

・確認書類が不足の場合は、追加送付いただくことになります。

・同封された確認書類の写しは障害福祉課で破棄いたします。

・郵送する場合は、簡易書留の利用をお勧めいたします。

3 個人番号が未記入の場合

・申請者から個人番号の提供を受けていないことから、従来通り受理します。

・個人番号は障害福祉課で確認し、法令で定める範囲内で使用します。